

◎新潟県告示第229号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、胎内市及び新発田市の一部を受益地域とする県営柴橋地区区画整理（担い手育成基盤整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年2月26日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成28年2月29日から平成28年3月28日まで
- 3 縦覧に供する場所
胎内市役所
新発田市役所加治川庁舎
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。